

政治資金規正法第4条第5項に定める支出に関する分類は、下記の通りになります。

【支出の分類】

	項目	内 容	具 体 例	
経 常 経 費	人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に関する支出。	給料，報酬，扶養手当，通勤手当等の諸手当の類。 健康保険料等の保険料の類。	
	光熱水費		電気・ガス・水道の使用料。 計器使用料等。	
	備品・ 消耗品費	事務所で使用する備品，消耗品費。	机，椅子，複写機，自動車（事務所用に限る）等の備品。 事務用用紙，鉛筆，事務服，新聞，ガソリン等の消耗品。	
	事務所費	事務所の維持に関する経費。	事務所の借料損料（地代，家賃），公租公課，火災保険料等，電話使用料，切手購入費，修繕費その他の経費。	
政 治 活 動 費	組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く）	大会費，行事費，組織対策費，渉外費，交際費等。	
	選挙関係費	選挙に関して支出される経費。	公認推薦料，陣中見舞，その他の経費。	
	機関紙誌の発行その他の事業費			
	機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行に要する経費。	材料費，印刷費，発送費，原稿料，発行事業従事者の給与等。	
	宣伝事業費	機関紙誌発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く）。	遊説費，新聞・テレビ等の広告料，パンフレット，ポスター等の作成，宣伝用自動車の購入・維持費等。	
	政治資金パーティ開催事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費	会場借上費，記念品代，講演諸経費等。	
	その他の事業費	上記以外の諸事業に要する経費。		
	調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費	研修会費，資料費，書籍購入費等。	
	寄附・交付金	政治活動に関する寄附等。	賛助金，当該団体の本部又は支部に対する交付金，負担金等。	
	その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費。 金銭以外の財産上の利益を収受した場合は，見積った金額を「その他の経費」に計上する。		